

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西秀記

## 青森県後期高齢者医療広域連合条例第七号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第十五条一項中「第十五条の三第一項」を「第十五条の四第一項」に改める。

第十五条の三中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第十五条の四とし、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第十五条の三 任命権者は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十二号）第二十三条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（次項第一号、第十五条の四第一項及び第十五条の五において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例第二十三条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生するこ

とが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条の三第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。